

国交、農水省

予防保全型指針を採用

海岸保全施設の維持管理

国土交通、農林水産の両省は、老朽化が進む海岸保全施設の維持管理コストを抑制するため、ライフ・サイクル・マネジメント(LCM)の手法を取り入れた維持管理マニュアルを作成した。計画的な点検を通じて劣化や損傷といった性能の低下を事前に防ぐ予防保全型の維持管理方式の導入に向けて、コンクリート構造物の堤防、護岸などの点検や健全度評価の要領を記載するとともに、維持管理計画の立案や対策工法の概要も紹介している。

視、C(重点点検)、付けする。その点検ア一に補修できるようにすD(問題なし)にランクは蓄積し、適切な時期

国交、農水の両省は、マニュアルの検討に当たって、学識経験者で構成する「ライフサイクルマネジメント研究会」(委員長・岩田好一朗中部大工学部都市建設工学科教授)を設置し、その結果を踏まえて策定した。マニュアルの内容は、点検データなどを踏まえて今後適宜見直していく。

海岸保全施設は、1956年の海岸法制定や59年の伊勢湾台風など大災害を契機に整備が進められ、既存施設の老朽化が進行している。東京、伊勢、大阪の三大湾の海岸保全施設(2005年時点)をみると、築後40年以上が26%、築後30-40年が30%、築後20-30年が16%、築後20年未満が19%となっている。

公共事業関係費が縮減

(要対策)、B(重点監

20年 2月 25日

建設通信新聞